様式第1-1号

排水設備計画確認申請書（一般住宅用）

令和　　年　　月　　日

多気町長　様

申請者　住　所

氏　名　　㊞

電　話

※直筆の場合は印鑑不要です。

排水設備の新設等（変更）について確認を受けたいので次の通り申請します。

接続区分	☐ 公共下水道　☐ 農業集落排水　☐ 公共浄化槽（町設置型）
申請区分	☐ 新設　☐ 増設　☐ 改造
設置場所	多気町　　番地
使用者名	
使用人数	人　（　世帯数　　件　）
水源区分	☐ 上水道のみ　☐ 井戸水のみ　☐ 水道・井戸併用
既設浄化槽の有無	☐ 有　☐ 無

※　☐は該当するものにレ点を付けて下さい。

施工業者	所在地			
	会社名	㊞		
	責任技術者名		登録番号	第　　号
	町指定番号	第　　号		
	電話番号			
	メールアドレス			
施工予定期間	着工予定	年　月　日	完成予定	年　月　日

申請者が上記の排水施設を設置することについて承諾します。（申請者と同じ場合は記入不要）

☐　申請者と使用者が異なる場合は記入して下さい。

使用者　住所
氏名　　㊞

☐　申請者と排水設備所有者が異なる場合は記入して下さい。

排水設備所有者　住所
氏名　　㊞

☐　申請者と土地所有者が異なる場合は記入して下さい。

土地所有者　住所
氏名　　㊞

※直筆の場合は印鑑不要です。

様式第２号

排水設備工事費調書

種別	名称		形式・寸法	単位	数量	金額	備考
排水管工事	材料費						
	小計（B）					0	
排水管工事	設置費						
	小計（C）					0	
雑工事	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し						
	同上復旧						
	小計（D）					0	
	工事費計		B＋C＋D ＝ E			0	
	諸経費		E ×（ ）% ＝ F			0	10%
	合計		E ＋ F ＝ G			0	
	消費税		G × 税率 ＝ H			0	10%
	総工事費		G ＋ H			0	

特記事項

① ホルソーは原則禁止とします。ただし、施工困難な場合は協議により決定する。
② 高さが確保できる場合は段差付ます（ＹＳ）を使用すること。
③ 大便器及び兼用便器の排水が起点の場合は、ストレートます（ＳＴ）又は45度曲ります（45Ｌ）を使用すること。ただし、小便器の排水が起点の場合は、ＳＴ又は 90度曲ります（90Ｌ）も使用可とする。
④ 大便器及び兼用便器の排水の合流点は、45度合流段差付ます（45ＹＳ）を使用すること。ただし、主管径がφ125、150 の場合は、45 度合流ます（45Ｙ）も使用可とする。
⑤ 小便器の排水の合流点は、90度合流段差付ます（90ＹＳ）を使用とすること。
⑥ その他現場状況に応じて協議する。

様式第２号

排水設備工事費調書（記入例）

種別	名称		形式・寸法	単位	数量	金額	備考
排水管工事	材料費	インバートマス	45Ｌφ100-150	個	1	30,000	起点・キッチン
		〃	45ＹＳφ100-150	個	1	30,000	トイレ（1F）
		〃	90Ｙφ100-150	〃	1	20,000	トイレ（2F）
		〃	90Lφ100-150	〃	2	20,000	
		〃	22 1／2Lφ100-150	〃	2	5,000	
		ﾄﾗｯﾌﾟｲﾝﾊﾞｰﾄﾏｽ	合流φ100×75-150	〃	1	5,000	洗濯機
		〃	90ＹＷφ100-150	〃	1	20,000	風呂、洗面
		ﾄﾞﾛｯﾌﾟｲﾝﾊﾞｰﾄﾏｽ	φ100-150	〃	1	5,000	
		ＶＵ管	φ100	本	8	5,000	
		〃	φ75	〃	1	1,000	
		〃	φ50	〃	3	1,000	
		継手材料	ソケット	個	3	100	
		〃	エルボ45°	〃	2	100	
	小計（Ｂ）					142,200	
排水管工事	設置費	インバートマス設置		箇所	11	3,000	
		公共マス接続工		〃	1	4,000	
		ＶＵ管布設工	φ100	ｍ	10	2,000	人力掘削
		〃	φ100	〃	18	2,000	機械掘削
		〃	φ75	〃	1.5	2,000	人力掘削
		〃	φ50	〃	8.5	2,000	〃
	小計（Ｃ）					15,000	
雑工事	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し		無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ t=5cm	ｍ2	3	3,000	
	同上復旧		〃	〃	3	4,000	
	小計（Ｄ）					7,000	
工事費計			Ｂ＋Ｃ＋Ｄ ＝ Ｅ			164,200	
諸経費			Ｅ ×（ ）％ ＝ Ｆ			16,420	10%
合計			Ｅ ＋ Ｆ ＝ Ｇ			180,620	
消費税			Ｇ × 税率 ＝ Ｈ			18,062	10%
総工事費			Ｇ ＋ Ｈ			198,682	

特記事項

① ホルソーは原則禁止とします。ただし、施工困難な場合は協議により決定する。
② 高さが確保できる場合は段差付ます（ＹＳ）を使用する。
③ 大便器及び兼用便器の排水が起点の場合は、ストレートます（ＳＴ）又は45度曲ります（45Ｌ）を使用すること。ただし、小便器の排水が起点の場合は、ＳＴ又は 90度曲ります（90Ｌ）も使用可とする。
③ 大便器及び兼用便器の排水の合流点は、45度合流段差付ます（45ＹＳ）を使用すること。ただし、主管径がφ125、150 の場合は、45 度合流ます（45Ｙ）も使用可とする。
④ 小便器の排水の合流点は、90度合流段差付ます（90ＹＳ）を使用とすること。
⑤ その他現場状況に応じて協議する。

施工方法について

① ホルソーは原則禁止とします。ただし、施工困難な場合は協議により決定する。

② 高さが確保できる場合は段差付ます（ＹＳ）を使用すること。

③ 大便器及び兼用便器の排水が起点の場合は、ストレートます(ＳＴ）又は45度曲ります（45Ｌ）を使用すること。ただし、小便器の排水が起点の場合は、ＳＴ又は 90度曲ります（90Ｌ）も使用可とする。

④ 大便器及び兼用便器の排水の合流点は、45度合流段差付ます（45ＹＳ）を使用すること。ただし、主管径がφ125、150 の場合は、45 度合流ます（45Ｙ）も使用可とする。

⑤ 小便器の排水の合流点は、90度合流段差付ます（90ＹＳ）を使用とすること。

⑥ その他現場状況に応じて協議する。

添付書類

1、排水設備工事に要する費用の明細を記載した排水設備工事調書

2、排水設備等の新設等をしようとする土地の周辺地図

3、次に掲げる事項を記載した平面図

ア　施工地付近の道路、境界及び下水道管の位置

イ　建物及び台所、浴室、水洗便所その他汚水を排除する施設の位置

（既設部分でも記入。また、便槽・浄化槽の位置も記入）

ウ　排水管の位置、形状、寸法並びに延長

エ　ます及びマンホールの位置並びに高さ

オ　ポンプ施設、除害施設及び付帯設備等の位置

カ　その他下水排除の状況を明らかにするために必要な事項

4、排水管の形状、寸法、延長、勾配及び桝の形状、寸法、高さ並びに固着させる公共ますの高さ等を表示した配管立図

5、油脂遮断装置、沈砂装置、ポンプ施設等を設ける場合は、その構造、能力、形状及び寸法等を表示した図面